

## 令和2年度第1回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

- 1 開催日時 令和2年10月22日(木)  
午前10時30分から午前11時55分まで
- 2 開催場所 宇都宮市役所 農業委員会室
- 3 出席者  
会長 A  
委員 B  
C  
D  
事務局 行政経営部 行政総務課職員

### 4 会議の状況

#### (1) 開会

事務局 [開会]

それでは、ただいまから令和2年度第1回宇都宮市個人情報保護運営審議会を開会いたします。

本審議会は、宇都宮市個人情報保護条例に基づきまして、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために、必要な事項を調査審議いただくものでございます。

是非とも忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日は、委員改選後、初めての会議でありますので、会長選出までの間、事務局で会議の進行を務めさせていただきます。

まず、委員の皆様の自己紹介をお願いいたします。

なお、本日、E委員におかれましては、所用のため御欠席されておりますことを申し上げます。

[委員自己紹介]

事務局 ありがとうございました。

続きまして、事務局から自己紹介をさせていただきます。

[事務局自己紹介]

#### (2) 会長の選出及び職務代理者の指名

事務局

次に、会長の選出と職務代理者の指名に移ります。

まず、会長の選出につきましては、宇都宮市個人情報保護条例施行規則第18条第1項の規定により、委員の互選により会長を定めることとされておりますので、委員の皆様には会長の互選をお願いしたいと思います。

どなたか御推薦があれば賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

B委員

これまでも委員を務めていただいたA先生にお引き受けいただければと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

ただいま、A委員を会長にという御意見がありました。いかがでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

事務局

ありがとうございます。

それでは、A委員を会長と決定いたしましたので、よろしくお願いたします。

A委員、会長席に御移動をお願いいたします。

[A委員、会長席に移動]

事務局

それでは、この後の進行は、A会長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

会 長

会長に選出いただきましたAです。

当審議会につきまして、皆様の御協力をいただきながら進行していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、お手元の次第に従いまして会議を進めていきたいと思っております。

会長の選出の次は、職務代理者の指名となっております。

職務代理者の指名につきましては、宇都宮市個人情報保護条例施行規則第18条第3項の規定により、会長が指名することになっておりますので、私から指名させていただきたいと思っております。

職務代理者については、これまでも当審議会委員を務めてこられたB委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

会 長

ありがとうございます。

それでは、職務代理者はB委員をお願いいたします。

(3) 審議

- 会 長           それでは、審議に入りたいと思います。
- 次第によると、本日の審議案件は、2件となっております。
- 生涯学習情報提供システム（マナビス）のクラウド方式化に係る諮問案件と学習用端末のクラウドサービスの利用に係る諮問案件の計2件となっております。
- 審議については、1件ずつ進めていきたいと思っています。
- まず、1件目の審議案件であります令和2年諮問第1号「宇都宮市生涯学習情報提供システム（マナビス）のクラウド方式化」について、実施機関から御説明いただきたいと思いますので、実施機関に入室していただくようお願いいたします。
- [実施機関（生涯学習課）入室]
- 会 長           それでは、最初に実施機関の皆様のご所属とお名前をお願いいたします。
- [実施機関（生涯学習課）自己紹介]
- 会 長           それでは、諮問内容について御説明をお願いいたします。
- [実施機関（生涯学習課）諮問内容説明]
- 会 長           委員の皆様から御質問がありましたら、お願いいたします。
- B委員、お願いします。
- B委員          御説明の中にもあったとは思いますが、ハウジング方式からクラウド方式に変更することについて、別紙4のとおり、運用形態について変更はないと思いますが、運用組織について、例えば市の教育委員会から外部の事業者に変更することはあるのでしょうか。
- 実施機関       運用組織につきましては、引き続き市教育委員会が主体となって運用します。
- B委員          そうすると、資料の3頁に記載のある、「3(2)セキュリティ対策の確保」として、サーバ機器のメンテナンスの部分は、民間企業が担当するということですか。
- 実施機関       はい。
- B委員          ありがとうございました。
- 会 長           ほかにはいかがでしょうか。

D委員 では、私から何点かお伺いしたいと思います。

まず1点目に、資料の1頁の「2(3)情報の内容」についてですが、ハウジング方式とクラウド方式で、入手する情報と提供する情報の取扱いに差が生じてくるのか、確認させてください。

2点目に、これまで、ハウジング方式で運用してきた中での問題点や情報漏えい等の事故があったか、確認させてください。

実施機関 まず、1点目の個人情報などの情報の取扱いについては、基本的にハウジング方式でもクラウド方式でも変わることはありません。

2点目の事故等についてですが、これまでに情報漏えい等の事故はありません。

D委員 入手する情報も提供する情報も取扱いは変わらないということですね。

実施機関 入手・提供する情報や手続も今までどおりです。

D委員 次に、資料の2頁の「1(4)情報の登録・更新・削除」についてですが、5つ目の内容に、「事実と異なる登録内容が判明した場合等については、登録内容の変更や取消しをすることができる。」とありますが、これは現在の個人情報の適正管理の面から、事実と異なる内容が判明した場合は、その情報を削除するということだと思いますが、「取消しをすることができる」と記載されているので、どういう場合には、削除しない運用をしているのでしょうか。

基本的には、事実と異なる情報が登録されていれば、削除すべきと思ったので、その点についての確認です。

実施機関 単純な登録の誤記や、営利活動をしてはならない営利団体について、後から営利的な活動をしていたということが判明した場合は、団体に事情を確認しています。

D委員御指摘のとおり、事実と異なる内容の登録があった場合には、削除することが原則ですので、登録者と窓口等で確認した上で、補正をする手続を行っています。

D委員 登録申請団体等と情報交換をしながら事実確認をして、間違いなくこれは事実と反するという場合には訂正をしているわけですね。

実施機関 はい。

例えば、代表者や連絡担当者の変更等の軽微な修正は、適宜、柔軟に対応しています。

D委員 分かりました。

次に、資料の3頁の「3(2)セキュリティ対策の確保」についてですが、現在のハウジング方式とクラウド方式には、セキュリティの確保について、レベル的には差があると思いますが、やはりハウジング方式ではセキュリティを確保するのは難しいということでしょうか。

実施機関 経費的な問題があります。

D委員 経費的な部分もあると思いますが、そういうものを総合的に勘案すると、やはりクラウド方式のほうが行政としては有利なので、クラウド方式を選択するのだと思いますが、その点について教えてください。

実施機関 同じレベルのセキュリティをハウジング方式で維持管理する場合には、経費が一番の課題です。

クラウド方式では、民間企業が、スケールメリットを生かし、保存用のサーバを様々なところに貸し出していますが、運営・管理を一括で行うことができるため、経費面、運営面からもクラウド方式のほうが有利だと考えています。

D委員 J I S規格のQ 2 7 0 0 1やI S O 2 7 0 0 1の基準に近いセキュリティであると理解してよろしいですね。

実施機関 はい。

D委員 分かりました。

会 長 では、私から質問します。

この条例との関係で確認的に伺いたいのですが、宇都宮市個人情報保護条例第9条は原則結合禁止と規定していますが、例外として同条第1号及び第2号に該当し、かつ、実施機関が個人情報の保護が適切に講じられると認めるときは、この限りでなく、同条第2号は実施機関が審議会の意見を聞いた上で、特に必要があると認めたとときと規定されているので、実施機関は審議会の意見を聞いた上で、特に必要があると認めたとときに、結合できるとされています。

同条第2号については、個人情報保護事務の手引きによれば、オンライン

処理をすることで、住民福祉の向上などが図られる場合で、審議会の意見を聞いて公益上特に必要があると判断したときは、オンライン処理することができる」と記載されています。

したがって、本諮問案件は、審議会の意見を聞くことが前提にはなっていますが、実施機関は審議会が特に問題がないと判断し、特に必要があると認めたとき、本件については、住民福祉の向上が図られ、公益上必要があると考えているという理解でよろしいですか。

実施機関

はい。

会 長

ありがとうございます。

諮問した前提を確認させていただきました。

ほかに御質問はありますか。

[発言する人なし]

会 長

よろしいでしょうか。

では、以上で質疑を終了いたします。

実施機関は、退席してください。

実施機関

[実施機関（生涯学習課）退室]

会 長

それでは、諮問第1号について御審議いただきたいと思います。

委員の皆様から御意見がありましたら、お願いいたします。

B委員

結論から言いますと、今回のクラウド化に関する諮問は、承認することで良いと考えます。

まず1点目は、先ほどD委員からも質問がありました、情報の取扱いに関する件ですが、事実と異なる内容の登録があった場合、登録内容の変更や取消しができるという記載で良いのかという問題はあると思いますが、これまでの運用方法のとおり、個人情報に関わる部分に関しては、希望すれば非公開とすることができるので、取り扱う内容に関しては問題がないと思います。

2点目は、クラウド方式の場合は、民間企業が一括してサーバを管理するので、経費とセキュリティレベルの部分でメリットがあると考えます。

会 長

ありがとうございます。

D委員

私もB委員と同じ意見です。

会 長

ありがとうございます。

C委員 私もB委員と同じ意見です。

会 長 ありがとうございます。

D委員から御質問があった、事実と異なる登録内容が判明した場合は、「変更や取消しをすることができる」ではなくて、「変更や取消しをしなければならぬ」と記載すべきという点については、実施機関の説明にありましたとおり、様々な事案があるので、柔軟に対応しているということでありましたので、実施機関において適切に運用しているものだと思いますし、経費も節減できるので、このままの記載で問題ないと思います。

したがって、ほかに御意見がなければ、今回の諮問第1号、マナビスのクラウド方式化については、問題は認められないという意見でよろしいですか。

[「異議なし」と言う人あり]

会 長 それでは、諮問第1号については、そのような方向で答申することといたします。

続きまして、2件目の諮問案件であります令和2年度諮問第2号「学習用端末のクラウドサービスの利用」について、実施機関から御説明をいただきたいと思いますので、実施機関に入室していただくようお願いいたします。

[実施機関（教育センター）入室]

会 長 それでは、最初に、所属と名前をお願いいたします。

[実施機関（教育センター）自己紹介]

会 長 それでは、諮問の内容について御説明をお願いいたします。

[実施機関（教育センター）諮問内容説明]

会 長 委員の皆様からの御質問がありましたら、お願いいたします。

諮問第2号は、諮問第1号と違って、そもそもGIGAスクール構想自体が新しいものですので、事業内容も含めて御質問いただければと思います。

B委員 諮問第2号において、諮問対象となるのは、クラウドに接続する部分だと思います。

まず、別紙2の図ですが、この図によると、学習用ネットワークとしてクラウドを使うということですが、データとしては各端末にはデータを保存せず、そのクラウド上に保存するデータは、学校の成績に関するようなものではなく、生徒個人が学習するためのデータであって、それは端末には残らな

いので、学校側で管理ができるということになっています。

学校関係の校務用端末や教育センターが現在イントラネットで使用しているデータは、これからもクラウドに接続しないという考えでよろしいですか。

実施機関 学習系のネットワークにおいて、生徒のドリルの成果等については、資料の2頁の「3(2)個人情報の取扱いに関する基本的な考え方について」の2点目にお示ししたように、個人情報やドリル型の学習ソフト等の蓄積、集計する成績情報については、校務用のネットワークから学校の端末を用いてアクセスして、公簿作成に利用することはあります。

あくまでも指導要録などの重要な個人情報については、教育センター内のイントラネットのみで管理し、クラウドの中で学習した記録などが必要なときには、その都度学校の端末から、クラウドにつないで取り込んで処理をする形になります。

B委員 クラウド上に保存されている学習成果を取り込んで評価に使うということですね。

実施機関 はい。

B委員 クラウドに接続するのは、各学校の端末からしか接続できないということですね。

実施機関 できません。

B委員 はい、分かりました。

会 長 ほかに、御質問ございますか。

D委員 B委員の御質問に関連しますが、クラウド方式と自前のサーバ等に登録するハウジング方式の情報の取扱いの違いについてですが、成績の情報についてはクラウド上の学習記録などを教育センター内のシステムに取り込んで取り扱うというのは分かるのですが、クラウド上に保存されているのは取り込んだデータの元データなわけですよね。

元データについても、非常に厳しい管理をしなければならない個人情報のような気がするのですが、その取扱いの差というのは、どういう考え方で設定したのでしょうか。

実施機関 クラウド上に保存する情報は、A I ドリルのようなソフトを使ったテスト

を行ったときの回答やその採点結果であり、それらを使った総合的な評価は、クラウド上で行わないと考えています。

最も重要な評価に関しては、その情報だけではなく、日常の学習活動などを含んだもので総合的な評価をイントラネットの中で行っていくということになるので、実際にクラウド上に保存するものについては、アカウントを取るための生徒の名前や写真等がありますが、詳しい住所や電話番号等の重要な機密事項については保存せず、学習に関する情報については、あくまでも学習の元データがそこに残るだけであり、それらの元データを踏まえた総合的な評価に関する情報は、イントラネットの中で扱うという区分けをします。

D委員 クラウド上に保存されているのは生徒の個人名やドリルでやった結果などですよね。

そうすると、そのデータを組み合わせることによって、特定の個人の結果などが分かってしまうわけですね。

実施機関 基本的にはドリルを回答した本人と、そのデータから成績を点ける教師以外はアクセスできないところにデータが保存されており、別紙3及び4の資料に示したように、クラウドと、学校のサーバは堅牢であり、安全だと考えていますので、クラウド上で扱った元データを、学校の端末からのみアクセスする校務用ネットワークへ直接移すのみということであれば、情報が外部に漏えいすることはないと考えています。

D委員 クラウド上でそういった個人情報を保存せず、それらを全部削除してしまうと、既存のシステムに取り込むことができないので、クラウド上で情報を取り扱わざるを得ないということなのでしょうか。

ドリルの成績や個人名の部分については、現在の教育システムではなく、クラウド上で処理しないと経費が掛かってしまうので、やはりクラウド上で情報を取り扱わざるを得ないと理解してよろしいですか。

実施機関 はい。

D委員 分かりました。

会長 ほかに御質問はいかがでしょうか。

C委員 これは1人1台パソコンが生徒全員に行き渡るのですね。

- 実施機関 はい。
- C委員 そうすると、そのパソコンは自宅でも使えるのですか。
- 実施機関 国が示した最初の構想では学校のみだったのですが、コロナの影響を受けて、オンライン授業の需要が非常に高まり、家庭でも利用できるように運用を考えています。
- セキュリティも、別紙2に記載しているとおおり、セキュリティは担保できるように考えています。
- C委員 クラウドを利用することでセキュリティが担保できるということですか。
- 実施機関 はい。
- クラウドにアクセスする際に、フィルタリングのソフトを活用したり、クラウドブック自体が備えているセキュリティ機能でアクセス制限をかけることで保護します。
- C委員 そうすると、B委員が言われたように、審議会に諮る内容は、自宅での使用を含めた全体のクラウド化についてなのか、それともクラウドに接続する部分のみなのですか。
- 実施機関 端末については、クラウドにつないでサービスを使わないと活用できないので、クラウドを利用することについて御審議いただければと思います。
- C委員 最終的には自宅の学習にもつながっていくのですね。
- 実施機関 はい。
- C委員 そうすると、国がやっていることなので全国的にやっていかなければならないことで、宇都宮市だけではないということですよ。
- 実施機関 はい。
- C委員 栃木県という単位で考えると、他の市町村もそのような取組を同じような流れで行うわけですか。
- 実施機関 他の自治体についても、個人情報を取り扱う上での条例上の制約があるので、個人情報保護運営審議会等に御審議いただくことになると思います。
- G I G Aスクールの実現の推進に当たっては、全国でも99%近くの自治体が今年度中にパソコンを配布すると言っています。
- C委員 ということは、宇都宮市が先行しているわけではなく、他自治体も同時並行していると理解してよろしいですか。

- 実施機関 はい。
- C委員 分かりました。
- このクラウドで成績管理が全部できてしまうと、大学入試や高校入試は要らなくなってしまうのではないかと思います。
- 非常に合理的になるかもしれませんが、個人情報の管理はより慎重になるべきだと私は思います。
- 実施機関 教育の現場で端末を導入するのは、生徒の資質を育てる意味でも大事なことだと思います。
- 子供たちが端末を使用した経験がないまま、社会に出てから初めて使ったときの危険性を考えると、学校教育で経験しながらスキルアップして、今後のSociety 5.0と言われている時代を生き抜けるように、子供たちを育てる意味で、現在のGIGAスクール構想を実現していくことが必要ですので、クラウドを利用していくことが必要だと考えます。
- C委員 審議内容とは異なりますが、全ての児童生徒が、パソコンを使えるようにならないといけないと思うのですが、パソコンが使えない子がいるのではないかと、あるいは家庭でインターネットが使えない環境もあるのではないかと、という不安もあるのですが、その点についてはいかがでしょうか。
- 実施機関 家庭でインターネットが利用できない場合は、費用負担を補助することを検討しています。
- C委員 B委員が言われたように、今回審議するのはGIGAスクール構想の全部ではなく、クラウドサービスを利用した学習を行うという点だけですね。
- D委員 GIGAスクール構想自体を理解されないと、クラウドサービス利用の必要性が理解できないので、構想自体も関係してくると思います。
- B委員 このクラウドはJISやISOのセキュリティ規格どおりに守られているという前提であり、児童生徒に対する情報倫理に関する教育は、これから始まるものなのでですね。
- クラウド上で管理する場合、必要な時はクラウド上のデータを一旦アクセスできなくすることができる等、クラウドを活用すると学習環境が優れるということですね。
- クラウド上で児童生徒の個人情報を扱う方が、端末ごとに管理するより、

むしろセキュリティ上心配はないということですね。

実施機関 端末の中に児童生徒の情報が記録されてしまうと、児童生徒自身が不用意に端末を操作してしまう危険性もあるので、データはクラウド上で管理し、管理事業者によるセキュリティポリシーに則って、個人情報を保護していくことを考えています。

B委員 家庭のパソコンでインターネット環境に接続してクラウドにアクセスし、児童生徒が端末を使用する際、情報倫理を理解していない児童生徒が、クラウドサービスを利用することで問題を起こしたりする可能性は、本件では想定されないと考えるわけですね。

実施機関 はい。

C委員 来年4月から全児童生徒に端末を1台ずつ配布して運用開始するんですね。

実施機関 はい。

D委員 グーグルのクラウドサービスを利用することを選定したときのセキュリティレベルについては、国際的に最高レベルのセキュリティであると理解しているのでしょうか。

他の自治体で先行してグーグルのクラウドサービスを利用しているところで、事故や問題があったか分かればお聞かせください。

実施機関 クラウドの管理事業者として、グーグル、マイクロソフト、アップルの3者が国から提案されているところですが、圧倒的に教育分野において利用が多いのがグーグルのクラウドサービスであり、セキュリティについて、同社の担当者に確認したところ、世界一のセキュリティを講じていると説明していただきました。

入口と出口のユーザーIDとクラウド上でデータを共有する部分で、適正に個人認証が管理できていれば、間違いなく安全であると考えています。

D委員 情報政策課や専門家においても安全であるという評価をしているということですね。

実施機関 選定に当たっては、情報政策課も関わっています。

B委員 人的セキュリティについてですが、人的セキュリティはIDやパスワードの管理ですか。

実施機関 IDやパスワードをしっかりと管理することと、学校においては校務系ネ

ネットワークと学習系ネットワークが分かれていて、校務系には公簿を作成するためのソフトウェアを使用して作成するので、いくつかパスワードを設定して管理することが人的セキュリティに該当します。

また、グーグルにおいては、確認した限り、教育分野でのクラウドサービス利用に関しては、過去に情報漏えい等の事故が起きた事例はありません。

会 長 家庭で通信環境がない家庭については、相当数あると思いますが、それは市が補助する方針になっているのでしょうか。

実施機関 例えば、ルーターなどを貸し出しして、家庭のインターネット環境を整えるパターンと、ルーターなどを保護者が購入する費用と通信費用を金銭的に負担するパターンの導入について、検討しているところであります。

会 長 IDとパスワードを友達に教えてしまったり、いじめられて、IDとパスワードを教えさせられたり、他人になりすまして操作をしてしまう危険性はあると思いますが、これらの点について何か検討されていることはありますか。

実施機関 先生方や児童生徒の意識を高めて、そういったことをいち早く察知し、指導していくことが必要だと考えています。

個人情報の取扱いも含めた情報モラル教育については、本市も力を入れており、個人情報を安易に載せないことやフィルタリングを設定すること等のスマートフォンやインターネットを利用する際の注意喚起等の指導を通して、児童生徒たちの情報モラルの資質を高めていきます。

また、全てのデータが基本的にログとして残るので、どの端末からどのIDが入ったのか、管理者は確認できるようになっています。

他人のアカウントになりすますのは法律的に禁止されていることも宇都宮市では情報モラル教育の中で伝えており、児童生徒が社会に出る前にきちんと教えていくことが大切だと思っています。

会 長 別紙2によりますと、家庭では、児童生徒に配布する端末以外の端末を使ってクラウドにアクセスをするということも想定されますか。

実施機関 配付する端末以外の家庭にある端末を使用して、個別に配布するアカウントを使用してクラウドにアクセスすることはできます。

会 長 児童生徒に配布する端末に割り当てたIPアドレスなどで、その端末以外

からはアクセスできないようにするのではなく、IDとパスワードがあれば、外出先で、配布された端末以外からもクラウドにアクセスができるようになるということですか。

実施機関 重要なデータについては、アクセス制限をすることも検討しています。

児童生徒に配布する端末は、1.3キログラムあり、毎日持ち帰りをするのは、低学年の生徒には負担があるので、配布する端末以外の家庭にある端末からでもクラウドにアクセスすることができるようにする方法もあると思います。

会 長 その場合もデータの保存はクラウド上ということですね。

実施機関 はい。

セキュリティ管理上、データの保存先は同様です。

会 長 ありがとうございます。

ほかに御質問は、ありませんでしょうか。

[発言する人なし]

会 長 それでは、質疑を終了します。

実施機関は、退室してください。

[実施機関（教育センター）退室]

会 長 それでは、諮問第2号について御審議いただきたいと思います。

本件の諮問事項を端的に言うと、諮問第1号と同じく、条例第9条第2号の規定に照らし、結合制限の例外とすることが問題ないかどうかです。

D委員 公益性とセキュリティの部分ですね。

会 長 そうですね。

B委員 成績管理などは別として、別紙2の図が示しているところですね。

会 長 そういうことです。

B委員 成績管理はこれまでのとおり校務用ネットワークで管理するということですね。

会 長 はい。

C委員 クラウドサービスの活用を可とすべきかと思いますが、全体の運用は、別の問題でしょうか。

会 長 当審議会は、クラウドサービスを利用する際に外部の電子計算機と結合す

ることとなるので、結合制限の例外とするかどうかを審議することとなり、GIGAスクール構想自体の妥当性を審議するところではありません。

B委員 資料の2頁の「3(2)個人情報の取扱いに関する基本的な考え方について」に記載されている内容に尽きると思います。

クラウドサービスを利用した学習環境の中では、指導要録等の公簿などの校務系の情報は扱わないということと、児童生徒の成績をつけるときに、学習成果を見る場合にも、学校の端末から一時的にそれを確認するだけで、クラウド上に成績情報を置くことはしないということの2点が守られるのであれば、学習端末としてクラウドを利用するということは可能であると考えます。

会 長 資料の2頁の「3(2)個人情報の取扱いに関する基本的な考え方について」のところが、このとおり運用されるようであれば問題ないという御意見であると理解してよろしいですか。

B委員 はい。

倫理の問題等の心配はありますが。

D委員 B委員と同じ考えですが、公益性の部分として、GIGAスクール構想は当審議会の所掌外になりますが、児童生徒に学習能力を身につけさせる目的からすると、学習ドリルなどはクラウドサービスに接続する必要があるということと、経費的な部分について実施機関から説明がなされていることからすると、公益性の部分も認められると思います。

もう1点は、B委員がおっしゃった情報の取扱いの部分で、クラウド上で扱うものについてのセキュリティも国際的に最高レベルだということからすれば、承認して良いと考えます。

会 長 ありがとうございます。

C委員 B委員、D委員の御意見に賛同します。

会 長 私も含め、学習用端末のクラウドサービスの利用については、御説明いただいた内容のとおり運用されれば特に問題ないということですね。

D委員 承認とするのですが、B委員と会長も確認されていたように、児童生徒、保護者に対する取扱いの倫理的な教育という部分はかなり重要になってくると思います。

- C委員 それは必要ですね。
- D委員 システム上のセキュリティは確保できても、児童生徒や保護者に対する情報を取り扱う上での倫理教育がきちんとできていないと、システム外のところで事故が起きてしまうので、そこはきちんと実施機関に指導していただく必要があると思いますので、皆さんの御意見をいただくべきだと思いますがいかがでしょうか。
- 会 長 資料3頁の「4(3)家庭学習でのセキュリティ対策」について、児童生徒と保護者に対して、Wi-Fiの利用やアカウント情報に係る人的対策などの知識の啓発に努めると記載されていますので、この点については十分留意してやっていただきたいと思います。
- D委員 結論は承認ですが、人的なセキュリティ対策について十分留意していただきたいと答申書に記載してもよろしいのではないかと思います。
- 会 長 資料にもあるとおり、実施機関は対策を実施してくれると思いますし、その対策ができないようであれば、そもそもGIGAスクール構想自体が実現しないようにも思いますので、答申書に記載するという点でよろしいでしょうか。
- D委員 今までの答申が、そのような附帯意見などを付したことがないのであれば、記載するのは難しいと思いますが、どうでしょうか。
- 事務局 委員会として御意見があるということであれば、過去にも附帯意見という形で答申書に記載したことはありますので、答申書に記載することは可能です。
- 会 長 そうですね。
- ですから、児童生徒、保護者に対する人的セキュリティ対策などの情報セキュリティに関する知識の啓発については、きっちりとやっていただきたいということ、導入に当たってはそれをしっかりと実施していただきたいというような意見を付し、承認とする内容で答申することよろしいでしょうか。
- [「はい」と言う人あり]
- 会 長 C委員もよろしいですか。
- C委員 はい。
- 会 長 その点は確かに非常に大事なところだと思いますので、そのような方向性

で答申することにしたと思います。

事務局もよろしいでしょうか。

事務局

はい。

会 長

それでは、以上で諮問第1号及び第2号に係る審議が終わりました。

答申につきましては、皆様の御意見を踏まえて会長一任という形で作成させていただきます。委員の皆様には答申案を事務局から後日、送付いたしますので、指定の期日までに内容を確認していただくような手順を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

会 長

それでは、そのような手順を進めたいと思います。

よろしく願いいたします。

次第によりますと、次は(4)、その他となっていますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

[「特にありません」と言う人あり]

会 長

それでは、事務局から何かありますか。

事務局

後日、事務局から答申案と併せまして、本日の議事録を郵送で各委員の皆様にお送りさせていただきます。

また、今日の諮問案件とは別に、皆様に御審議していただきたい案件がございますので、年度末に向けて調整ができればと思っております。

会 長

それでは、これで令和2年度第1回宇都宮市個人情報保護運営審議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。